

# 災害時の緊急情報発信等に関する協定書

小 千 谷 市

株式会社 エヌ・シー・ティ

## 災害時の緊急情報発信等に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・シー・ティ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、小千谷市内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、本市域に密着した緊急のテレビ放送、インターネット等での配信を通じて、迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって小千谷市民の安全確保に寄与することを目的とする。

### （適用する災害時の定義）

第2条 この協定における「災害時」とは、次のとおり定義する。

- （1）災害対策基本法第23条及び同法第23条の2による災害対策本部が、新潟県又は新潟県内の市町村に設置された、又は設置されることが予測される規模の災害が発生するおそれがあるとき。
- （2）前項に準じる災害であると甲又は乙が判断し、かつ新潟県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

### （緊急情報発信の要請）

第3条 甲は、小千谷市民への災害情報及び防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、災害の規模、被害の状況、復旧見通し等の事項を明らかにして、乙に対して緊急情報発信を行うことを要請するものとする。

### （情報伝達及び情報発信の実施）

第4条 乙は、甲より要請を受けた事項及び甲がインターネット等を通じて発信している公開情報に関し、コミュニティチャンネル等の放送媒体及びインターネット等での情報発信について自主的に決定し、市民に広く情報発信するものとする。

### （緊急情報発信等の内容）

第5条 甲は、緊急情報発信等の内容を決定する場合は、住民ニーズを的確に反映させたものとするように努めなければならない。

- 2 乙は、緊急情報発信等を行う場合は、地域に密着したコミュニティ放送局としての理念に基づき、テレビ放送、インターネット等による配信を行うように努めなければならない。

(連携窓口の設置・平時の連携)

第6条 甲及び乙は、非常災害時の連携に備えるため、それぞれ窓口担当者等を設置し、平時から情報提供の取決め及び手順を共有し、相互の協力関係の醸成に努めるものとする。

2 甲及び乙は、非常災害時以外の平時においても、連携して地域の情報発信や活動を実施するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、緊急情報発信の実施に関して取得し、又は、知り得た個人情報並びに甲及び乙の秘密に属する情報（以下、「秘密情報」という。）を、第1条に定める目的以外に使用してはならず、他に提供してはならない。緊急情報発信等の実施後及びこの協定の失効後も同様とする。ただし、次の各号に該当する情報を除く。

(1) 開示された時点ですでに公知となっていた情報

(2) 開示後、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 甲及び乙が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報

2 甲及び乙は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、本協定の遂行に関するこの役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントの専門家以外に開示してはならない。

3 甲及び乙は、本協定の終了その他秘密情報を保持する必要がなくなったとき、又は相手方の請求があったときは、秘密情報の記録された書面、記録メディアその他媒体（複製物を含む。）を直ちに相手方に返還し、又は相手方の指示に従いこれらを破棄しなければならない。

4 甲及び乙は相手方の責めに帰すべき事由により、本協定に違反して秘密情報が第三者に漏洩、開示されたときは、これにより生じた損害の賠償（謝罪広告等被害回復に要した合理的費用及び合理的な弁護士費用を含む。）を相手方に請求することができるほか、被害回復に必要な措置を請求することができる。

(個人情報保護)

第8条 甲及び乙は、本協定の履行において取得した個人情報（以下、「個人情報」という。）について法令、官庁の定めるガイドライン及び相手方の指示に従い善良な管理者の注意をもって管理し、適切な取扱いと安全管理を行わなければならない。

2 甲及び乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、誤消去、改竄、不正アクセス等が生じないように必要な措置を取らなければならない。

3 甲及び乙は、個人情報に関して第三者から開示等の請求、苦情若しくは問合せを受けた場合、又は本協定に違反し若しくは違反するおそれがある場合には、直ちに相手方に報告し、指示を受けなければならない。

4 甲又は乙は、本協定が終了した場合又は相手方が要求した場合には、相手方の指示に従い、直ちに返却し、消去し、破棄する。

5 個人情報に接した甲又は乙の従業員及び役員が退職する場合には、退職後の秘密保持義務について当該従業員等との契約書又は誓約書で明らかにしなければならない。

(費用の負担)

第9条 乙は、緊急情報発信等に要する費用を甲に請求しない。ただし、長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により、本協定の履行を怠り相手方に損害を与えた場合は、損害賠償の責めを負うものとする。

(解除)

第11条 甲及び乙は、相手方において本協定の各条の一に違反し、又はその義務を履行しなかったことが判明したときは、本協定を解除することができる。

2 前項の解除は、相手方に対する損害賠償を妨げない。

(反社会的勢力排除)

第12条 本協定において、「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (2) 暴力団準構成員
- (3) 暴力団関係企業
- (4) 総会屋
- (5) 社会運動標ぼうゴロ
- (6) 政治活動標ぼうゴロ
- (7) その他前各号に準じる暴力的な要求行為又は法的な責任を越えた不当な要求行為を行う勢力

2 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、自らが反社会的勢力に該当しないこと、及び、次の各号の一に該当する関係を有しないことを相互に表明し、保証する。

- (1) 自らの代表者、役員、支配人その他重要な従業員又は経営を実質的に支配するものが反社会的勢力と認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営を支配しているか実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、便宜を提供する等の関与をしていると認められる関係
- (5) その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

3 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、自己の取引先が反社会的勢力又は前項各号のいずれにも該当しないことを相互に表明し、保証する。

- 4 甲及び乙は、本協定締結後、自己の取引先が第12条第2項の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、直ちに協定の解除その他必要な措置をとらなければならない。
- 5 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを相互に表明し、保証する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 6 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力への該当性又は反社会的勢力との関係性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 7 甲及び乙は、相手方が第2項、第3項若しくは第5項の表明保証に違反したとき、第4項の取引先との協定解除等の必要な措置を講じないとき、又は、前項の調査に協力しないときは、何らの催告を要することなく直ちに本協定を解除することができる。この場合において、協定を解除した当事者は、相手方に対し、何らの損害を賠償する責を負わず、相手方に対する損害賠償を妨げない。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも解除その他の申し出がない場合は、同一内容で協定期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第15条 本協定に関して紛争が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 6年 6月 24日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

宮崎悦男

乙 新潟県長岡市干場1丁目7番9号

株式会社 エヌ・シィ・ティ

代表取締役社長

今築道雄